

東秩父村の地域公共交通の課題

東秩父村地域公共交通計画（案）【概要】

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画で、「地域公共交通の基本計画」としての役割を果たすものです。計画策定及び施策の実施については、交通事業者を含めた本村の交通政策を協議する東秩父村地域公共交通活性化協議会と連携して推進していきます。

- 課題① 路線バスを維持していくためには利用促進策の推進による利用者数の確保や利用状況に応じた運行時間及び区間の見直しなどを含めた運行の最適化を図っていく必要があります。
- 課題② 利用方法や利用可能日時等、利用者の要望に対するサービスの拡充の検討を行っていく必要があるとともに、運転手の確保や体制整備による路線バスの補完的役割の拡充を図ることが求められます
- 課題③ 運行の効率化と費用対効果を考慮した施策の展開を図る必要があります。

策定の背景と目的

本村の公共交通は、主に民間路線バス、空白地・福祉有償運送によって形成されています。山間部に位置する本村においては、通院・買い物等交通弱者の「住民の足」を確保する上で持続可能な公共交通は欠かせません。また、高齢化が進み、運転免許証の返納者の増加が想定されることから、公共交通を維持確保していく必要があります。

これまで本村では、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための「東秩父村地域公共交通網形成計画」を平成 27（2015）年度に策定しました。さらに、「東秩父村地域公共交通再編実施計画」を策定し、平成 28（2016）年度に当初認定、平成 30（2018）年度に変更認定を受け、交通政策を推進してきました。

こうした中、現行計画である「東秩父村地域公共交通網形成計画」及び「東秩父村地域公共交通再編実施計画」の計画期間が令和 2（2020）年度をもって満了となることから、本村の今後の住民の生活を支える将来を見据えた公共交通の役割を示し、実行するために新たに「東秩父村地域公共交通計画」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて策定され、上位計画である「第 6 次東秩父村総合振興計画」、関連計画である「東秩父村人口ビジョン及び第 2 期東秩父村まち・ひと・しごと総合戦略」との整合を図り、それぞれの計画に定める目標の実現に向けた、地域公共交通のマスタープランとして位置付けます。

計画の期間

計画の期間は、令和 3（2021）年度～令和 10（2028）年度の 8 年間とします。

